

第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン

平成 22 年 3 月

(平成 23 年 6 月最終改正)

総 務 省

総務省は、情報通信審議会答申「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」（平成 21 年 10 月 16 日情通審第 69 号）を受け、「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を策定する。

第 1 はじめに

1 目的

ガイドラインは、第二種指定電気通信設備との接続に関し、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「法」という。）第 34 条第 3 項第 4 号に規定する第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（以下「二種指定事業者」という。）が取得すべき金額（以下「接続料」という。）の算定方法並びにアンバンドル¹及び標準的接続箇所の設定等に係る考え方を明確化することにより、電気通信市場における公正競争を促進し、もって電気通信サービスの利用者利便の増進を図ることを目的とする。

2 対象となる事業者

ガイドラインは、二種指定事業者を対象とする。ただし、電気通信事業者が電気通信設備の接続の業務に関し不当な運営を行い、この行為が法第 29 条第 1 項第 10 号の規定に該当する場合には、業務改善命令の対象となり得ることから、二種指定事業者以外の携帯電話事業者についても、検証可能性に留意した上でガイドラインを踏まえた積極的な対応を行うことが適当である。

第 2 アンバンドル

1 基本的な考え方

ネットワークの多機能化・高度化に伴い、他の事業者が二種指定事業者に対して一方的に使用を求める機能の重要性が高まっていること、アンバンドルを巡る紛争事案が発生していること等を踏まえ、第 2 の 2 のとおりアンバンドルに係る仕組みを設けるとともに、第 2 の 3 のとおり「アンバンドルすることが望ましい機能」を定め、第 2 の 4 のとおり「注視すべき機能」を定める。

なお、第二種指定電気通信設備には第一種指定電気通信設備のようなボトルネック性が認められないこと、移動通信市場においてはサービス競争が一定程度進展していること等の移動通信分野の特性にかんがみ、アンバンドルに係る仕組みには、事業者間協議による合意形成を尊重し、その促進を図る視点を盛り込む。

2 アンバンドルに係る仕組み

(1) 判断基準

ア 他の事業者から機能のアンバンドルに係る要望があり、これが技術的に可能な場合には、二種指定事業者に過度に経済的負担を与えることのない範囲で、当該機能をアンバンドルすることが望ましい。ただし、需要の立上げ期にあるサービスに係る機能を除き、必要性・重要性の高いサービスに係る機能（例：利用者利便の高いサービスに係る機能、公正競争促進の観点から多様な事業者による提供が望ましいサービスに係る機能、多数の利用者に実際に利用されているサービスに係る機能）に限る。

イ ある機能が「アンバンドルすることが望ましい機能」に該当する場合であっても、二種指定事業者によるシステムの開発、接続約款の変更等は、他の事業者からの具体的な事前調査申込みを前提として進めること等により、当該二種指定事業者のコスト回収漏れのリスクを高めないようにすることが適当である。

(2) プロセス

ア ガイドライン策定後において、総務省は、第2の2の(1)に示した判断基準を満たすと考えられる機能について、まずは「注視すべき機能」に位置付け、一定期間、事業者間協議の状況を注視することとする。その上で、事業者間協議における合意形成が困難と判断した場合には、「アンバンドルすることが望ましい機能」に位置付けるか否かについて、最終的な判断を行うこととする。

イ 総務省は、「アンバンドルすることが望ましい機能」及び「注視すべき機能」に該当する機能について、定期的に見直しを行うこととする。見直しに当たっては、意見公募を実施するなど、手続の公正性・透明性の確保に努めることとする。

3 アンバンドルすることが望ましい機能

アンバンドルすることが望ましい機能には、次の①から④までに掲げる機能が該当する。

- ① 音声接続機能
- ② I S P 接続機能²
- ③ レイヤ3 接続機能³
- ④ レイヤ2 接続機能⁴

4 注視すべき機能

注視すべき機能には、次の①から⑧までに掲げる機能が該当する。

- ① 料金情報提供機能
- ② 課金機能・コンテンツ情報料の回収代行機能
- ③ 大容量コンテンツ配信機能
- ④ G P S 位置情報の継続提供機能
- ⑤ S M S 接続機能
- ⑥ 携帯電話のEメール転送機能
- ⑦ パケット着信機能
- ⑧ 端末情報提供機能

5 事業者間協議における留意事項

(1) 接続料の水準

ア 接続料の水準については、法第34条第3項第4号の規定により、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えるものではないことが求められる。

イ 事業者間協議において接続料の水準が争点となった場合には、算定方法と代入すべきデータに議論を峻別した上で、前者については、第3に示す考え方を踏まえつつ、例えば、両当事者から案を提示し、その合理性を検証し、後者については、可能な限り情報開示することが適当である。

(2) 接続に必要なシステム開発等の内容、方法及び期間

ア 接続に必要なシステム開発等の内容、方法及び期間については、合理性の観点から必要と認められる範囲に限られるべきである。

イ 事業者間協議において接続に必要な開発の内容、方法又は期間が争点と

なった場合には、可能な限り技術開発部門の者（関連開発の委託先の技術者を含む。）を直接関与させること等により、検討の迅速化・精緻化を図り、相互の見解の理解において齟齬が生じないようにすることが適当である。

（３）接続に必要なシステム開発等の費用及びその負担方法

ア 接続に必要なシステム開発等の費用については、合理性の観点から必要と認められる範囲に限られるべきである。また、その負担方法については、接続要望に伴う追加コストである場合には、原則として、接続事業者において応分負担すべきであるが、他の接続事業者が開発されたシステム等を共用することとなった場合には、負担の公平性の観点から、当該追加コストの負担方法について案分比例にするなどの措置が求められる。

イ 事業者間協議において接続に必要なシステム開発等の費用が争点となった場合には、総コストのみを提示するのではなく、細分した機能ごとのコストを提示するなどし、必要な機能の取捨選択ができるようにすることが適当である。また、金額の検証に客観性を確保するとともに、当事者間で守秘義務を課すなど必要な措置を講じた上で、その内訳について可能な限り情報開示することが適当である。

第３ 接続料の算定方法

１ 基本的な考え方

（１）対象となる接続料

ア 第３に示す考え方は、第２の３の①から④までに掲げる機能に係る接続料を対象とする。

なお、これら以外の機能に係る接続料についても、法第３４条第３項第４号の規定により、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えるものではないことが当然に求められる。

イ 第３に示す考え方は、平成２２年度以降の接続料を対象とする。ただし、平成２１年度の接続料についても、別表第２の様式により、可能な限り総務省に対して算定根拠を明らかにすることが適当である。

（２）接続料の構成

接続料は、機能ごとに、第３の２及び３に示す考え方に基づいて算定され

る接続料原価に第３の４に示す考え方に基づいて算定される利潤を加えた額を第３の５に示す考え方に基づいて算定される需要で案分した額を超えない範囲で設定される。

（３）接続料の算定期間

接続料の算定期間は、原則として１年とする。接続料の算定は、原則として当該接続料の適用年度の前年度における実績値を基に行う。

（４）用語

第３において使用する次の①から⑳までに掲げる用語は、第二種指定電気通信設備接続会計規則（平成２３年総務省令第２４号）第４条において読み替えて準用する電気通信事業会計規則（昭和６０年郵政省令第２６号）別表第一（勘定科目表）及び別表第二（財務諸表様式）において使用する用語の例による。

- | | |
|------------|-----------|
| ① 固定資産 | ⑪ 施設保全費 |
| ② 投資その他の資産 | ⑫ 共通費 |
| ③ 貯蔵品 | ⑬ 管理費 |
| ④ 負債 | ⑭ 試験研究費 |
| ⑤ 社債 | ⑮ 研究費償却 |
| ⑥ 借入金 | ⑯ 減価償却費 |
| ⑦ 純資産 | ⑰ 固定資産除却費 |
| ⑧ 営業費用 | ⑱ 通信設備使用料 |
| ⑨ 営業費 | ⑲ 租税公課 |
| ⑩ 運用費 | ⑳ 営業外費用 |

２ 接続料原価

（１）算定プロセス

接続料原価は、第３の２の（２）及び（３）に示す３ステップ・プロセスにより算定されるものとする。ただし、二種指定事業者が採用するプロセスが３ステップ・プロセスと完全に同一でない場合であっても、最終的に算定される接続料原価に含まれるコストの内容が同程度であるときは、当該二種指定事業者が採用するプロセスが直ちに否定されるものではない。

（２）音声接続機能

ア ステップ１においては、移動電気通信役務に係る総コスト（営業費用に

限る。以下同じ。) からデータ伝送役務に係るコストを控除して音声伝送役務に係るコストを抽出する。

(ア) 移動電気通信役務に係る総コストは、設備コスト、営業コスト及び間接コストに大別される。設備コストには、運用費、施設保全費、試験研究費、研究費償却、減価償却費、固定資産除却費、通信設備使用料及び租税公課が該当し、営業コストには、営業費が該当し、間接コストには、共通費及び管理費が該当する。

(イ) 音声伝送役務及びデータ伝送役務に関連するコストは、別表第 1 に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦する。

イ ステップ 2 においては、音声伝送役務に係るコストから契約数連動コストを控除してトラヒック連動コストを抽出する。

(ア) 契約数連動コストには、設備コストのうち各契約者が専有的に使用する設備に係るコスト（例：サービス制御装置に係るコスト、位置登録信号に係るコスト、顧客・料金システムに係るコスト）が該当し、営業コストのうち料金の請求・回収に係るコスト及び基本料収入の確保に係るコストが該当する。

(イ) 契約数連動コスト及びトラヒック連動コストに明確に分計することが困難なもの（間接コストを含む。）がある場合には、別表第 1 に掲げる基準によるほか、適正な基準により契約数連動コスト及びトラヒック連動コストに分計する。

ウ ステップ 3 においては、トラヒック連動コストから接続料原価対象外コストを控除して接続料原価対象コストを抽出し、これを接続料原価とする。

(ア) 接続料原価対象外コストは、第 3 の 3 に示す考え方に基づいて特定する。

(イ) 接続料原価対象外コスト及び接続料原価対象コストに明確に分計することが困難なもの（間接コストを含む。）がある場合には、別表第 1 に

掲げる基準によるほか、適正な基準により接続料原価対象外コスト及び接続料原価対象コストに分計する。

(3) ISP 接続機能、レイヤ 3 接続機能及びレイヤ 2 接続機能

ア ステップ 1 においては、移動電気通信役務に係る総コストから音声伝送役務に係るコストを控除してデータ伝送役務に係るコストを抽出する。

(ア) 移動電気通信役務に係る総コストは、設備コスト、営業コスト及び間接コストに大別される。設備コストには、運用費、施設保全費、試験研究費、研究費償却、減価償却費、固定資産除却費、通信設備使用料及び租税公課が該当し、営業コストには、営業費が該当し、間接コストには、共通費及び管理費が該当する。

(イ) 音声伝送役務及びデータ伝送役務に関連するコストは、別表第 1 に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦する。

イ ステップ 2 においては、データ伝送役務に係るコストから帯域幅課金対象外コストを控除して帯域幅課金対象コストを抽出する。

(ア) 帯域幅課金対象外コストには、設備コストのうち各契約者が専有的に使用する設備に係るコスト（例：サービス制御装置に係るコスト、位置登録信号に係るコスト、顧客・料金システムに係るコスト）及び接続事業者が使用しない設備に係るコスト（例：二種指定事業者がインターネット接続サービスを提供するための設備に係るコスト）が該当し、営業コストのうち料金の請求・回収に係るコスト及び基本料収入の確保に係るコストが該当する。

(イ) 帯域幅課金対象外コスト及び帯域幅課金対象コストに明確に分計することが困難なもの（間接コストを含む。）がある場合には、別表第 1 に掲げる基準によるほか、適正な基準により帯域幅課金対象外コスト及び帯域幅課金対象コストに分計する。

ウ ステップ 3 においては、帯域幅課金対象コストから接続料原価対象外コストを控除して接続料原価対象コストを抽出し、これを接続料原価とする。

(ア) 接続料原価対象外コストは、第3の3に示す考え方に基づいて特定する。

(イ) 接続料原価対象外コスト及び接続料原価対象コストに明確に分計することが困難なもの（間接コストを含む。）がある場合には、別表第1に掲げる基準によるほか、適正な基準により接続料原価対象外コスト及び接続料原価対象コストに分計する。

3 接続料原価対象外コスト

(1) 営業コスト

接続料は、設備の使用料ととらえる。したがって、適正な原価は、基本的に設備コストであり、営業コストは、原則として接続料原価に算入されるべきではない。ただし、次の①から③までに掲げる営業コストについては、設備の安定的な運用又は効率的な展開に資することから、設備への帰属が認められるものとし、接続料原価への算入が否定されないものとする。

① 電気通信の啓発活動に係る営業コスト

電気通信の啓発活動（例：迷惑メールへの対処方法や災害時の通信手段等の啓発を内容とするケータイ教室）に係る営業コストは、電気通信サービスの健全な利用を確保し、特定地域・時間における設備への負担の集中を軽減することにより、設備の安定的な運用に資する。

② エリア整備・改善を目的とする情報収集に係る営業コスト

エリア整備・改善を目的とする情報収集（例：不感エリアに係る情報のウェブ上での受付）に係る営業コストは、エリア整備・改善に係る調査・計画を補完することにより、設備の効率的な展開に資する。

③ 周波数再編の周知に係る営業コスト

周波数再編の周知に係る営業コストは、設備の改変等を要する周波数再編の円滑な実施を促進することにより、設備の効率的な展開に資する。

(2) 設備コスト

設備コストであっても、次の①から③までに掲げるようなものについては、接続料として他の事業者負担を求めることが適当でないことから、接続料原価に算入されるべきではない。

① 通信設備使用料（自社のネットワークの構築に係るものを除く。）

② 他の事業者が個別に負担している設備コスト（例：P O I 回線に係るコ

スト)

③ 付加機能（例：留守番電話機能）に係る設備コスト

4 利潤

(1) 利潤の構成

利潤の額は、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の合計額とする。

(2) 他人資本費用

ア 他人資本費用の額は、次に掲げる式により計算する。

他人資本費用＝機能に係るレートベース×他人資本比率×他人資本利子率

イ 機能に係るレートベースの額は、当該機能に係る正味固定資産価額、繰延資産、投資その他の資産、貯蔵品及び運転資本の合計額とする。

ウ 機能に係る正味固定資産価額は、当該機能に係る固定資産の取得原価から減価償却相当額を控除した額を基礎として算定する。

エ 機能に係る固定資産、繰延資産、投資その他の資産及び貯蔵品は、当該機能に係る第二種指定電気通信設備の管理運営に不可欠、かつ、収益の見込まれないものに限る。

オ 機能に係る運転資本の額は、当該機能の提供から当該機能に係る接続料の収納までの平均的な期間における、当該機能に係る第二種指定電気通信設備の管理運営に不可欠な営業費用とする。ただし、減価償却費、固定資産除却費及び租税公課を除く。

カ 他人資本比率は、負債の額が負債及び純資産の合計額に占める割合の実績値を基礎として算定する。

キ 他人資本利子率は、社債及び借入金（以下「有利子負債」という。）に対する利子率並びに有利子負債以外の負債の利子相当率を、有利子負債及び有利子負債以外の負債が負債の合計に占める比率により加重平均したものとする。

ク 有利子負債に対する利子率は、有利子負債の額に対する営業外費用のうち有利子負債に係るものの額の比率の実績値を基礎として算定する。

ケ 有利子負債以外の負債に対する利子相当率は、当該負債の性質及び安全な資産に対する資金運用を行う場合に合理的に期待し得る利回りを勘案した値とする。

(3) 自己資本費用

ア 自己資本費用の額は、次に掲げる式により計算する。

自己資本費用＝機能に係るレートベース×自己資本比率×自己資本利益率

イ 自己資本比率は、1から他人資本比率を差し引いたものとする。

ウ 自己資本利益率は、次に掲げる式により計算される期待自己資本利益率を基礎として算定する。ただし、平均自己資本利益率に替えて株式価格を採用することを妨げない。

期待自己資本利益率＝リスクの低い金融商品の平均金利＋ β ×（主要企業の平均自己資本利益率－リスクの低い金融商品の平均金利）

エ β は、主要企業の実績自己資本利益率の変動に対する二種指定事業者の実績自己資本利益率の変動により計測された数値を基礎とし、移動電気通信事業に係るリスク及び当該二種指定事業者の財務状況に係るリスクを勘案した合理的な値とする。ただし、実績自己資本利益率に替えて株式価格を採用することを妨げない。

オ リスクの低い金融商品の平均金利及び（主要企業の平均自己資本利益率－リスクの低い金融商品の平均金利）の値の算定は、一定程度長期間における実績値を基に行う。

(4) 利益対応税

ア 利益対応税の額は、次に掲げる式により計算する。

利益対応税＝（自己資本費用＋（有利子負債以外の負債の額×利子相当率））×利益対応税率

イ 利益対応税率は、法人税、事業税及びその他所得に課される税の税率の合計を基礎として算定された値とする。

5 需要

(1) 音声接続機能

音声接続機能に係る接続料の需要は、総通信時間とする。総通信時間の算定は、自網内呼と相互接続呼の通信経路の違いによる設備の使用の違いを考慮して行う。

(2) I S P 接続機能、レイヤ 3 接続機能及びレイヤ 2 接続機能

I S P 接続機能、レイヤ 3 接続機能及びレイヤ 2 接続機能に係る接続料は、一定の帯域幅を課金の単位とする帯域幅課金を基本とし、その需要は、ネットワークのデータ伝送容量から合理的に算定される総帯域幅とする。

6 算定根拠

二種指定事業者は、音声接続機能、I S P 接続機能、レイヤ 3 接続機能及びレイヤ 2 接続機能に係る接続料の設定又は変更の内容を含む接続約款の届出を行う際に、原則として別表第 2 の様式により、総務省に対して算定根拠を明らかにすることが適当である。

なお、接続料の算定根拠が示された場合には、総務省は、当該接続料の算定がガイドラインに示す考え方に沿ったものであるか否かについて、必要な検証を行うこととする。

第 4 標準的接続箇所の設定等

1 基本的な考え方

標準的接続箇所の設定や相互接続点の設置については、移動通信分野の特性に加え、第一種指定電気通信設備制度においてもアンバンドルと比較して公正競争上の問題となるケースが少ないことにかんがみ、事業者間協議による合意形成を尊重し、その促進を図ることを基本とすることとする。

2 事業者間協議において留意すべき事項

他の事業者からの要望に応じ、適時適切に標準的接続箇所の設定等を行っていくことが望ましい。一方、標準的接続箇所の設定は、新たなシステム開発等が必要となり、当事者双方にとって経済的負担が追加的に発生する場合もある

ことから、接続事業者の具体的な要望を前提として行うことが適当である。

第5 その他

総務省は、接続料の算定方法等に係る考え方の一層の明確化を図っていく観点から、今後、必要に応じてガイドラインの見直しを行っていくこととする。

-
- 1 第二種指定電気通信設備との接続に係る機能のうち、他の事業者が必要とするもののみを細分して使用できるようにすることをいう。
 - 2 携帯電話事業者の電気通信回線設備とISPの電気通信設備をISPを対象とした相互接続点で接続し、ISPによる携帯電話端末に搭載されたブラウザを用いたインターネット接続サービスの提供を可能とする機能をいう。
 - 3 携帯電話事業者の電気通信回線設備とMVNOの電気通信設備をOSI参照モデルの第3層（ネットワーク層）で接続し、MVNOによるデータ伝送役務の提供を可能とする機能をいう。
 - 4 携帯電話事業者の電気通信回線設備とMVNOの電気通信設備をOSI参照モデルの第2層（データリンク層）で接続し、MVNOによるデータ伝送役務の提供を可能とする機能をいう。

別表第 1

			基準
設備コスト	運用費		加入数比又は取扱量比（度数比又は通数比をいう。以下この表において同じ。）
	施設保全費		関連する固定資産価額（取得原価をいう。共通費、管理費、試験研究費及び研究費償却について同じ。）比
	試験研究費		営業収益額比又は関連する支出額比若しくは固定資産価額比
	研究費償却		同上
	減価償却費		関連する固定資産価額（帳簿価額をいう。固定資産除却費及び固定資産税等について同じ。）比
	固定資産除却費		関連する固定資産価額比
	通信設備使用料		回線数比又は取扱量比
	租税公課	固定資産税等	関連する固定資産価額比
事業所税		管理部門等の人件費比	
営業コスト	営業費	窓口	契約申込等件数比
		料金	料金請求件数比
		販売	販売件数比
		その他	加入数比、取扱量比又は回線数比
間接コスト	共通費		関連する固定資産価額比又は営業、運用及び施設保全部門の人件費比若しくは支出額比
	管理費		関連する固定資産価額比又は営業、運用、施設保全及び共通部門の人件費比若しくは支出額比

（注）関連する固定資産は、回線数比又は取扱量比のほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦すること。

別表第2

様式1 ステップ1におけるコストの分計（単位：円）

		移動電気通信事業に係る総コスト		
			音声伝送役務に係るコスト	データ伝送役務に係るコスト
設備コスト	運用費			
	施設保全費			
	試験研究費			
	研究費償却			
	減価償却費			
	固定資産除却費			
	通信設備使用料			
	租税公課			
	計			
営業コスト	営業費			
間接コスト	共通費			
	管理費			
	計			
総計				

様式2 ステップ2及び3におけるコストの分計（音声接続機能）（単位：円）

		音声伝送役務に係るコスト				
			契約数連動コスト	トラヒック連動コスト	接続料対象外コスト	接続料原価
設備コスト	運用費					
	施設保全費					
	試験研究費					
	研究費償却					
	減価償却費					
	固定資産除却費					
	通信設備使用料					
	租税公課					
	計					
営業コスト	営業費					
間接コスト	共通費					
	管理費					
	計					
総計						

様式3 ステップ2及び3におけるコストの分計（ISP接続機能、レイヤ3接続機能及びレイヤ2接続機能）（単位：円）

		データ伝送役務に係るコスト				
			帯域幅課金対象外コスト	帯域幅課金対象コスト	接続料対象外コスト	接続料原価
設備コスト	運用費					
	施設保全費					
	試験研究費					
	研究費償却					
	減価償却費					
	固定資産除却費					
	通信設備使用料					
	租税公課					
	計					
営業コスト 間接コスト	営業費					
	共通費					
	管理費					
	計					
総計						

（注）機能ごとに作成すること。

様式4 適正な利潤

1 機能に係るレートベース

項目	金額（単位：円）	備考
機能に係るレートベース		
	当該機能に係る正味固定資産	
	当該機能に係る繰延資産	
	当該機能に係る投資その他の資産	
	当該機能に係る貯蔵品	
	当該機能に係る運転資本	

（注1）機能ごとに作成すること。

（注2）運転資本の備考欄には、機能の提供から当該機能に係る接続料の収納までの平均的な期間を記載すること。

2 他人資本費用

項目	数値（単位：円又はパーセント）	備考
他人資本費用		
機能に係るレートベース		
他人資本比率		
他人資本利率		
有利子負債に対する利率		
有利子負債以外の負債の利率相当率		

（注１）機能ごとに作成すること。

（注２）他人資本比率の備考欄には、①負債の額及び②純資産の額を記載すること。

（注３）有利子負債に対する利率の備考欄には、①有利子負債の額及び②営業外費用のうち有利子負債に係るものの額を記載すること。

（注４）有利子負債以外の負債の利率相当率の備考欄には、有利子負債以外の負債の額を記載すること。

3 自己資本費用

項目	数値（単位：円又はパーセント）	備考
自己資本費用		
機能に係るレートベース		
自己資本比率		
自己資本利益率		

（注１）機能ごとに作成すること。

（注２）自己資本利益率の備考欄には、①β、②リスクの低い金融商品の平均金利及び③主要企業の平均自己資本利益率を記載すること。

4 利益対応税

項目	数値（単位：円又はパーセント）	備考
利益対応税		
自己資本費用		
利益対応税率		
有利子負債以外の負債の額×利率相当率		

（注）機能ごとに作成すること。

5 利潤

項目	数値（単位：円）	備考
利潤		
他人資本費用		
自己資本費用		
利益対応税		

（注）機能ごとに作成すること。

様式5 需要（音声接続機能）

項目	数値（単位：秒）	備考
自網内呼の通信時間		
相互接続呼の通信時間		

（注）設備の使用の違いを考慮する前の数値を記載すること。

様式6 需要（I S P 接続機能、レイヤ3 接続機能及びレイヤ2 接続機能）

項目	数値（単位：Mbps）	備考
需要		

（注1）機能ごとに作成すること。

（注2）備考欄には、需要の算定方法の概要を記載すること。

様式7 接続料（音声接続機能）

項目	数値（単位：円）	備考
接続料	（区域内： 区域外： ）	
接続料原価		
利潤		

（注）区域内及び区域外接続料を設定している場合、接続料の数値欄には、それら金額を併せて記載し、接続料の備考欄には、それらの算定方法を記載すること。

様式8 接続料（I S P 接続機能、レイヤ3 接続機能及びレイヤ2 接続機能）

項目	数値（単位：円）	備考
接続料		
接続料原価		
利潤		

（注）機能ごとに作成すること。